

第十一管区海上保安本部

令 和 4 年 6 月 4 日

発表:午後6時30分

中国海洋調査船「東方紅3」について(第1報)

本日午後零時7分頃、石垣島の北約73キロメートルの我が国排他的経済水域内において、漂泊中の中国海洋調査船「東方紅3」が、甲板上のクレーンを使い、観測機器の可能性が高いものを海中へ投入したことを当庁巡視船が視認しました。

このため、我が国排他的経済水域において、我が国の同意を得ない調査活動は認められない旨の中止要求を無線にて実施しました。





